平成２２年（フ）第３７５０号
愛知県津島市錦町17番地　ラディアンス錦801号
債務者　今井　貴子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
名古屋市中村区松原町５丁目65番地　清山荘20号
債務者　沢津橋春香
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４号
京都府亀岡市東つつじケ丘曙台３丁目４番６号
債務者　小早川広恵
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
北海道滝川市扇町１丁目４番34号
債務者　原　　勝則
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
盛岡市本町通１丁目10番10―1002号
債務者　山川　周子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４７号
岩手県岩手郡雫石町丸谷地36地番地１　下丸12号―５社宅
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７５５号
盛岡市三本柳９地割18番地22　トムテ５号館103号、旧住所盛岡市東中野字日蔭山108番地２
債務者　高八卦詩穂
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６７号
盛岡市月が丘１丁目11番65号　ハイツ高橋201号
債務者　筥崎　　広
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８１号
宮城県石巻市水明北３丁目６番３号
債務者　大沼きゑ子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地1099
債務者　谷口　晴美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第８０号
秋田県にかほ市平沢字樋ノ口36番地36　佐々木コーポ１号室
債務者　渡辺恵利香
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第３９１号
茨城県結城郡八千代町大字東原180番地　グランラフィーネ102
債務者　岡田　勝博
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９５号
茨城県古河市鴻巣123番地７
債務者　早川久仁子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９６号
茨城県筑西市奥田200番地６、前住所栃木県真岡市上高間木２丁目29番地４
債務者　根本　美枝（旧姓増渕）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４００号
茨城県下妻市高道祖4634番地１　下妻リーズホールドⅠ―106
債務者　鷲田　弘樹
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４０１号
茨城県桜川市真壁町上小幡1089番地３、前住所茨城県桜川市大曽根884番地２
債務者　木村美佐子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４０４号
茨城県結城市大字結城66番地４
債務者　櫻庭　要子（旧姓海老澤）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部